

北海道食品産業振興推進会議設置要領

(目的)

第1条 本道食品産業の総合的な振興方策等について協議、検討するため、北海道食品産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 食品産業の振興方策に関する事
- (2) 食品加工研究センターの業務に関する事
- (3) その他食品産業の振興に関する事

(構成)

第3条 推進会議は、委員15名以内をもって構成し、委員は、学識経験者、食品産業関連団体等、消費者団体及び関係行政機関の役職員の内から、知事が委嘱する。

(分科会)

第4条 推進会議には、特別の事項を協議、検討するため必要がある時は、分科会を設置することができる。

(役員)

第5条 推進会議には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、推進会議を代表して会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(招集)

第6条 推進会議は、北海道経済部長が招集する。

(座長)

第7条 推進会議の座長は会長が務める。

(事務局)

第8条 推進会議の事務局は、経済部商工局産業振興課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年7月25日から施行する。

この要領は、平成4年3月27日から施行する。

この要領は、平成7年7月20日から施行する。

この要領は、平成9年7月23日から施行する。

この要領は、平成11年9月9日から施行する。

この要領は、平成16年7月22日から施行する。

この要領は、平成18年7月21日から施行する。